

1 はじめに

本稿では、日本と対照的に高齢化のスピードが先進国の中では最も緩やかであるとされるフランスを取り上げ、世代間利害調整の最も典型的なテーマである年金制度について報告する。昨年度の調査では、フランスの社会・雇用・連帯省、年金調整会議(**Conseil d'orientation des retraites**)、老齢保険金庫(**CNAV**)、年金研究所(**Observatoire des retraites**)において聞き取り調査を行うとともに、必要な文献調査を行ったが、本稿では、現時点で取りまとめることができ、日本の問題状況と対比して有意なものを中心に記述した。その意味で、本報告はあくまでも中間報告的位置づけのものであり、今後引き続き内容を充実させて行くこととしたい。

2 フランスの年金制度の概要

フランスの年金制度を議論するとき、そもそも年金制度をどの範囲でとらえるべきかが問題となる。最も広くとらえる見解は、**3** 階部分としての任意の貯蓄(**épargne**)も含めて年金制度(**système de retraite**)と総称する¹のに対し、制度の公的な性格に着目する立場²からは、**1** 階部分としての基礎的制度(**régime de base**)と **2** 階部分としての補足的制度(**régimes complémentaires**)を合せて老齢保険(**assurance vieillesse**)と呼ぶ。ただ、いずれの立場をとるにせよ、実態としてフランスの年金制度は極めて細分化された構造になっており、少なくとも **500** 以上の制度に分かれていると言われている³。

(1) 基礎的制度

基礎的制度は、さらに3つの範疇に分けることができる。商工業の被用者を対象とする一般制度(**régime générale**)、公務員や鉱業等特定の職種の被用者を対象とする特別制度(**régimes spéciaux**)それに商人や自由業等を対象とする非被用者制度(**régimes des non-salariés**)である。このうち、一般制度と特別制度は、賦課方式(**répartition**)をとり、制度間の財政調整を行っている。ただ、特別制度の場合には、その職務や企業への忠誠に対する報償という観点からより有利な給付内容となっており、その分事業主負担は一般制度に比べて高く、他方、鉱業制度を除いて **2** 階部分の補足的制度がない。

フランスでは、以上の拠出制年金制度に基づき支給される年金のほかに、次のような無拠出制の年金がある。

¹ 例えば、Pierre-Alain Greciano, *Les retraites en France Quel avenir?*, La documentation Française, 2002, p.25.

² 例えば、Jean-Jacques Dupeyroux et al, *Droit de la sécurité social*, DALLOZ, 2001.

³ Pierre-Alain Greciano, *op.cit.*, p.25.

1) 65 歳以上の高齢者に対し最低保障年金 (**minimum vieillesse**)を保障するための老齢連帯基金(**FSV :Fonds de solidarité vieillesse**)の補足手当(**allocation supplémentaire**)がある。これにはさらに、次の 3 つの種類がある。

①何ら年金受給権を有しない者に対し支給される老齢特別手当(**allocation spéciale de vieillesse**)

②基礎的制度からの受給額が一定額未満の場合に支給される加算(**majoration**)

③老齢年金と万一のときのその他の収入とを合せると一定額を超える者に支給される補足手当(**allocation supplémentaire**)

2) 寡婦 (夫) 手当(**allocation veuvage**)。死亡した配偶者が少なくとも 90 日間老齢保険に加入していた場合、一定所得以下の 55 歳未満の寡婦 (夫) に最大で 2 年間支給される。

3) 振替年金(**pension de réversion**)。寡婦 (夫) 手当が振り変わるもので、死亡した配偶者が一般制度に加入していた場合に、一定所得以下の寡婦 (夫) が 55 歳になったら支給される。

(2) 補足的制度

商工業の被用者のための補足的制度は、管理職のための制度と非管理職のための制度とに分かれている。前者の代表例としては **AGIRC** (管理職退職年金制度一般協会) があり、**1947** 年の団体協約により設立され、労使によって管理されている。後者の例としては **ARRCO** (補足的退職年金制度協会) があり、**1961** 年の団体合意によって設立されたが、**74** 年には合意の範囲が管理職にも拡大された。

さらに、**2000** 年には、欧州共同体規則の適用により、これら 2 つの組織が統合されることになり、欧州経済圏(**Espace économique européen**)に共通の規則が適用されることになった⁴。これら補足的制度の加入者は、3 階部分に当たる付加年金に任意に加入して、年金水準を高めることもできる。

3 年金制度の推移⁵

(1) 戦後～60 年代

フランスの年金制度は、**1945** 年の社会保障計画が基礎となっている。この計画では労働者及びその家族を賦課方式に基づく単一の制度でカバーする予定であった。また、基本的な年金の支給開始年齢は 60 歳とされていたが、60 歳退職の場合には最高拠出期間たる 30 年間保険料を拠出して年金額は退職前 10 年間の平均賃金の 20%の水準とされていたのに対して 65 歳退職の場合には 40%とされていたため、一般には 65 歳が通常の退職年齢と考えられていた。財源は保険料で賄われ、賃金に応じた年金額という考え方の下に、保険

⁴ **MÉMENTO PRATIQUE FRANCIS LEFEBVRE Social 2002, Édition Francis Lefebvre,2002, p .1057.**

⁵ **Conseil d'orientation des retraites, Retraites : renouveler le contrat social entre les générations Orientations et débats, La documentation Française, 2002, p.19-22.**

料算定の基礎となる賃金に比例して年金額が計算される仕組みがとられた。ただし、保険料算定の対象となる賃金には上限が設けられている。

その後、既裁定年金の例外的なスライドや保険料算定の基礎となる賃金の引上げにより、年金制度の負担は急速に増大していった。同時に、急速な経済成長の下で、管理職さらには非管理職のための補足年金制度が発展し、その保険料負担も増大した。

(2) 70年代の繁栄と制度の発展

70年代には経済の繁栄が続き、サラリーマンという労働形態が出現し、45年の社会保障計画の定着が進んだ。一般制度における年金受給に必要な拠出期間が30年から37.5年に延長され、特別制度と同じ期間になった。また65歳から受給できる満額年金の水準が賃金の40%から50%へと引き上げられ、年金算定の基礎となる平均賃金の算定方法は、退職前10年間から最も賃金の高い10年間に改められた。

さらに、1972年の法律によって、一般制度に加入している被用者全員が補足的制度に加入するよう義務付けがなされた。また、1956年に創設された最低保障年金(**minimum vieillesse**)については、国民連帯の名の下に、給付水準の改善が図られ、全ての65歳以上の者に対して保障されるようになった。他方、年金支給開始年齢の60歳への引下げについては、大きな前進はみられなかった。

なお、一般制度に制度を一本化しようという試みはこの時期に完全に放棄され、いずれかの制度にも属さない者は一般制度に加入できるようにすることによって、一般化が実現した。1974年には各制度の多様性が追認され、制度の単一化“**unification**”から調和“**harmonisation**”へと目的は変更され、分立した制度間の人口構成上の不均衡を是正するための一般化された制度間調整(**compensation**)が行われるようになった⁶。

このように、年金に関しては、1970年代に現在でも効力を有する社会契約“**contrat social**”の内実が固まった。

(3) 1982年の支給開始年齢の引下げ

1982年には、経済の低迷と失業者の増大を背景に、長年の要求であった民間被用者に係る支給開始年齢の60歳への引下げが実現した。年金を受給するためには、60歳到達と37.5年の拠出期間が要件とされた。しかし同時に、年金と賃金との併給については、極めて厳しいルールが設けられ、年金額計算上、満額年金を受給するためには厳しい条件を満たさなければならなくなった。また、給付水準の問題も取り上げられ、基礎的制度が賃金の50%を支給するのに加えて、補足的制度が賃金の20%を支給することとされた。

(4) 90年代における改革

1990年代の改革は、世代間の契約を大幅に変更するようなものではなく、人口構成の変動に対応するための調整であったが、その変化に十分対応できる内容ではなかった。

⁶ 江口隆裕「フランス財政調整の意義を考える」『社会保障の基本原則を考える』有斐閣、1996年、147 - 178。

(5) 年金制度の基本原則

以上のように、フランスの年金制度は、職域連帯“**solidarités professionnelles**”に基づき 19 世紀に作られた特別制度に源を発し、1945 年の社会保障計画でより明確化され、戦後の栄光の 30 年の間に実質的な内容が形作られてきた。

この間に形成された原則の第一は、世代間を結びつけ、制度の永続性を担保する連帯“**solidarité**”であり、これによって親から子へ、子から孫へと年金受給権が、そして保険料負担が受け継がれている。この権利と義務の連鎖が賦課方式の源であり、これに対して異論が唱えられない限り、制度の財政的安定性が保証されることになる。

第二の原則は、労働と年金との緊密な関係性である。退職年金は、職業活動によって得られた収入ないし賃金の代替物の後払いである。この考えに基づき、年金財政は賃金に賦課される保険料によって賄われることが基本とされ、年金額は賃金水準及び職業活動期間に比例して決定されることになる。

第三の原則は、拠出者間の連帯である。現行の制度は、職種毎に異なった制度を構成しながらも、例えば失業や子どもの負担のために十分な権利を得られない状況にある者に対しては、拠出者が分担して支え合う。また、人口構成上の不均衡のために不利益を被っている制度に対しては、最低保障年金の制度や制度間調整という形で負担を分担して支え合っている。

4 基礎的制度の年金給付

ここでは、基礎的制度のうち最も加入者が多く、代表的な制度である一般制度について、老齢年金の詳細をみてみよう⁷。

(1) 年金額

一般制度における老齢年金額の計算式は、以下のとおりとなっている。

$$\text{○年金額計算式} = \text{乗率} \times \text{平均賃金} \times \text{拠出期間} / 150$$

○乗率：被保険者が 160 四半期（40 年間）という最高拠出期間を満たした場合には、乗率は最高の 50%となる。被保険者がこの拠出期間を満たさない場合には、不足期間一四半期につき 2.5%（したがって、1 年間につき 10%）乗率が減少する。

（例；160 四半期に対して 150 四半期しかない場合）

$$\text{減額率} = 2.5 \times 10 = 25\%$$

$$\text{乗率} = 50\% - 50 \times 25 / 100 = 37.5\%$$

1994 年にこの拠出期間を 150 四半期から 160 四半期に延長するという改正が行われた。ただし、1934 年～42 年までの間に生まれた者については、50%の乗率

⁷ V.op .cit., not.4, p .1043-1050.

を獲得するのに必要な最高拠出期間が **151** 四半期～**159** 四半期と、1 歳につき 1 四半期ずつ通増する経過措置が設けられているため、拠出期間が **160** 四半期になるのは、**1943** 年生まれの者からとなる。

○みなし乗率：一定の条件を満たす労働不能者、レジスタンス等により強制収容された者、かつて従軍した者及び労働者家庭の母については、最高拠出期間を満たしていなくても **50%**の乗率が適用される。このうちの労働者家庭の母とは、以下の条件を満たす者をいう。

- ・少なくとも **3** 人の子どもを **16** 歳になるまでに **9** 年間以上育てたこと
- ・**30** 年以上の被保険者期間があること
- ・年金受給前 **15** 年間のうち少なくとも **5** 年間肉体労働に従事したこと
- ・年金受給権を得た日に働くのを辞めたこと

○**65** 歳未満の者に係る減率：**60** 歳以上 **65** 歳未満であつて最高拠出期間を満たさない者が年金受給を請求した場合には、**65** 歳に達するまでの四半期数に応じて乗率が減らされる。ただし、最高拠出期間に係る不足期間による減額率と比較して被保険者に有利な方が用いられる。

(例 1 ; **1940** 年生まれ (最高拠出期間=**157** 四半期) で **2002** 年に **62** 歳になったが、拠出期間が **151** 四半期しかない場合)

①最高拠出期間への不足期間…**6** 四半期

減額率= $2.5 \times 6 = 15\%$

乗率= $50\% - 50 \times 15/100 = 42.5\%$

②**65** 歳到達までの期間 **3** 年=**12** 四半期

減額率= $2.5 \times 12 = 30\%$

乗率= $50\% - 50 \times 30/100 = 35\%$

⇒この場合には、被保険者に有利な①の乗率が用いられる。

(例 2 ; **1939** 年生まれ (最高拠出期間=**156** 四半期) で **2002** 年に **63** 歳になったが、拠出期間が **124** 四半期しかない場合)

①最高拠出期間への不足期間…**32** 四半期

減額率= $2.5 \times 32 = 80\%$

乗率= $50\% - 50 \times 80/100 = 10\%$

②**65** 歳到達までの期間 **2** 年=**8** 四半期

減額率= $2.5 \times 8 = 20\%$

乗率= $50\% - 50 \times 20/100 = 40\%$

⇒この場合には、被保険者に有利な②の乗率が用いられる。

○支給開始年齢：**50%**の乗率は、最高拠出期間を満たして **60** 歳に達した被保険者に適用される。

○平均賃金：保険料が支払われた期間のうち、被保険者に最も有利な **25** 年間の平均賃金を用いる。ただし、**1934** 年～**47** 年までの間に生まれた者については、最も有利な期間が **11** 年～**24** 年と、**1** 歳につき **1** 年ずつ逡増する経過措置が設けられている。したがって例えば、**1943** 年に生まれて **2003** 年に **60** 歳になった者については、**20** 年間の賃金が基準になる。

この賃金額については、毎年 **1** 月 **1** 日時点で再評価される。

なお、一般制度以外の被保険者期間に係る賃金は、算定の対象とはならない。

○拠出期間：拠出期間は四半期単位で計算し、最長 **160** 四半期＝**40** 年が年金額計算上考慮される期間となる。年金受給権取得に必要な最低拠出期間は **1** 四半期だが、各四半期について **1** 時間当たりの最低賃金（SMIC）の **200** 時間相当分（**2003** 年現在、**1,366** ユーロ/四半期）を超える賃金が必要にならない。また、最高乗率（**50%**）を獲得するのに必要な拠出期間は、**1943** 年以降に生まれた者については、**160** 四半期となる。

この拠出期間については、制度間の通算は行われず、一般制度の拠出期間のみが対象となる。

○期間の加算：拠出期間については、以下のような加算措置がある。

- ・母親加算：**2001** 年 **12** 月 **21** 日の法律により、家庭の母親について、子ども **1** 人につき年間 **1** 四半期の加算がつくことになった。ただし、この加算は、子ども **1** 人につき **8** 四半期までとされている。
- ・育児休業を取った父親の加算：育児休業期間と同じ期間が加算される。上記母親加算の対象にならない母親についても、この加算が認められる。
- ・年金請求時に **65** 歳以上の被保険者加算：年金の裁定請求時に **65** 歳以上であって **150** 四半期の拠出期間を満たしていない被保険者については、**150** 四半期に達するまでの範囲で、**65** 歳以降の被保険者期間 **1** 四半期につき **2.5%** の加算がつく。

（例；**65** 歳時点で **120** 四半期の拠出期間しかなかった被保険者が、**65** 歳以降 **1** 年間（**4** 四半期）働いた場合）

$$\text{加算率} = 2.5 \times 4 = 10\%$$

$$\text{拠出期間} = 124 + (120 + 4) \times 10\% = 136.4 \approx 137$$

○みなし期間：以下の期間については、一定の条件の下に拠出期間にみなされる。

- ・被保険者が疾病、出産、障害及び労災の現物給付を受けている期間
- ・非自発的失業中の期間うちの失業給付支給期間等
- ・兵役期間等

○年金額：フランスでは、保険料算定の基礎になる賃金に上限が設けられているため、最高年金額は上限賃金の **50%**、すなわち **14,592** ユーロ/年となる。また、最低額

は **6,402.23** ユーロ/年と定められており、拠出期間が **1** 四半期減るごとに **1/150** ずつ減少する。

○配偶者加算：年金受給権を有しない **65** 歳以上の被扶養配偶者については、**609.80** ユーロ/年の加算がある。

○子の加算：3人以上の子供を育てた場合には、年金額が **10%**加算される。

○年金額の計算：以上のルールに基づき具体的な年金額を計算すると、次の例のようになる。

(例；**1942** 年生まれ（最高拠出期間＝**159** 四半期）で **2002** 年に **60** 歳になり、**154** 四半期の拠出期間を有するが、一般制度の拠出期間は **140** 四半期しかなく、かつ、**3** 人の子どもを有し、配偶者には所得がない場合)

・基礎的条件

・拠出期間＝**140** 四半期

・平均賃金：**19** 年の経過措置が適用される。平均賃金＝**21,663.80** ユーロ/年と仮定

・乗率

①最高拠出期間への不足期間…**5** 四半期

減額率＝ $2.5 \times 5 = 12.5\%$

乗率＝ $50\% - 50 \times 12.5/100 = 43.75\%$

②**65** 歳到達までの期間 **5** 年＝**20** 四半期

減額率＝ $2.5 \times 20 = 50\%$

乗率＝ $50\% - 50 \times 50/100 = 25\%$

⇒この場合には、被保険者に有利な①の乗率が用いられる。

・年金額

基本年金額＝ $43.75\% \times 21,663.80$ ユーロ $\times 140/150 = 8,846.05$ ユーロ

子の加算＝ $8,846.05$ ユーロ $\times 10\% = 884.6$ ユーロ

配偶者加算＝**609.80** ユーロ

実際の年金額＝ $8,846.05 + 884.6 + 609.80 = 10,299.79$ ユーロ/年＝**858.31** ユーロ/月

(2) 財源

フランスでは、社会保険料を財源の基本としており、**1974** 年には拠出者間の連帯の観点から制度間の調整が行われたが、一般制度が多くの負担を引き受ける結果となった。さらに、**1990** 年代に入ると、租税代替化(**fiscalisation**)の名の下に、所得を課税ベースとする賦課範囲の広い社会保障目的税が創設された。すなわち、社会保障目的税としての一般社会拠出金(**Contribution Sociale Généralisée:CSG**)がそれである。一般社会拠出金は、**1991** 年に家族手当のために導入され、その後 **93** 年には用途を老齢連帯基金(**Fonds de**

solidarité vieillesse :FSV)に拡大するとともに、その拠出率を引き上げた。さらに、97年には医療保険にも使途を拡大し、97年、98年と引き続いて拠出率を引き上げている(表一1参照)。

(表一1) 一般社会拠出金の推移

| | 1991-1992 | 1993-1996 | 1997 | 1998-1999 |
|---------------|-----------|-----------|------|------------|
| 一般料率 | 1.1% | 2.4% | 3.4% | 7.5%又は6.2% |
| 軽減料率 | | | 1% | 3.8% |
| 所得税課税所得に対する料率 | 1.1% | 2.4% | 2.4% | 2.4% |

※97年の引上げの際には医療保険の被保険者負担分を6.8%から5.5%に引き下げ、98年には同じく医療保険の被保険者負担分を5.5%から0.755%へと引き下げた。

一般社会拠出金をこのような使途に充てた理由は、まず、家族手当金庫の場合、全国金庫の中で唯一全国民を対象としているので、全国民が負担するCSGの使途として最も適当であったことが挙げられる。次に、1994年にそれまでであった国民連帯基金(**Fonds national de solidarité :FNS**)を引き継いで創設された老齢連帯基金(**FSV**)に充当することとしたが、これは、もともと無拠出制の最低保障年金であり、租税を財源としていたものであった。

(表一2) 一般社会拠出金の使途の推移(単位:百万ユーロ)

| | 2000年 | 2001年 | 2002年 |
|--------|--------|--------|--------|
| 家族手当 | 8,809 | 9,302 | 9,540 |
| 老齢連帯基金 | 10,343 | 9,718 | 9,983 |
| 医療保険 | 39,036 | 42,869 | 44,206 |

(資料) LES IMPÔTS ET TAXES

なお、年金保険料は、以下のとおりであり、被用者負担分は限度額以下の賃金に対して賦課されているのに対し、使用者負担分については限度額を超える賃金についても賦課される部分(1.60%)がある。

(表一3) 年金保険料(2003年、単位:%)

| 合計 | 使用者負担 | 被用者負担 | 算定基礎 |
|-------|-------|-------|----------|
| 14.75 | 8.20 | 6.55 | 限度額以下の賃金 |
| 1.60 | 1.60 | — | 賃金の全体 |

※限度額は、1月当たり2,432ユーロ

(3) フランス年金制度の特徴—日本との比較において—

① 少ない年金額格差

フランスでは、年金保険料算定の基礎となる賃金については一定の上限(限度額)が設定されており、したがって、年金額の算定もその限度額を最高額として計算されることになる。他方、最低保障額が設けられているため、年金額の上下の幅が狭く、格差の少ない年金構造となっている。すなわち、一般制度の年金額は、最高で14,592ユーロ/年(1ユ

一口＝**135**円として約**197**万円)、最低で**6,402.23**ユーロ/年(1ユーロ＝**135**円として年間約**86**万円)となり、最高と最低の格差は**2.3**倍である。

これに対し、わが国の場合には、標準報酬の最高額は**620,000**円、最低額は**98,000**円となっているため、**40**年加入、乗率**7.5/1000**で年金額を計算すると、**2003**年度価格で基礎年金を含めてそれぞれ年額**3,077,500**円(月額**256,500**円)、**1,157,500**円(月額**96,500**円)となり、最高と最低の格差は**2.7**倍となっている。このように、基礎的制度との対比でみる限り、フランスの方が格差が少ない結果となっている。

② 所得比例型構成

フランスの年金制度においては、年金は賃金の代替物であるとの考え方から、所得比例を基本に年金給付が設計されている。基礎的制度については上でみたとおりであるが、補足的制度の年金額も拠出した保険料に応じて取得するポイントに対応することから、所得比例と同じ結果をもたらすことになる。

ただし、年金額については最低額が設定されており、所得比例といいながらも、上述のように、少なくとも基礎的制度に関する限りは、わが国の厚生年金よりも年金額の格差は小さくなっている。

③ 最高拠出期間に満たない場合の厳しいペナルティ

フランスの場合、**160**四半期＝**40**年という最高拠出期間を満たさないと、不足期間に応じて年金額が減少するだけでなく、乗率自体も減らされる仕組みとなっている。これによって**40**年間働くインセンティブを付与しようというのであろうが、最高拠出期間を満たさない者は、いわばダブルペナルティを課されることになり、かなり厳しい仕組みとなっている。

④ 高い使用者の保険料負担割合

フランスでは、戦後一貫して社会保険制度における使用者の保険料負担割合が高くなっており、年金制度の場合でも、全体で**16.35%**の保険料負担のうち、使用者が**9.80%**と6割を負担している。しかも、そのうちの**1.6%**は上限なしの賃金に対して賦課されており、少ない年金額格差と合せてみると、垂直的分配よりも水平的分配にウエイトを置いた年金政策が採られていることがわかる。

⑤ 子育て支援のための手厚い措置

フランスでは、拠出者間連帯に基づき、**3**人以上の子どもを育てた場合には年金額に**10%**の加算がつくほか、**2001**年の改正により、子どもを育てた母親及び育児休業を取った父親について拠出期間の加算措置が講じられるようになった。

このように、年金制度上、子育て支援の観点から拠出と給付の両面で特例措置を講じているわけであるが、老後生活を送る上で子育てをした者が他の者より生活上のニーズがより多く生じるとは考えにくく、年金額の特例措置については疑問が残る。

⑥ 失業問題への対応

高い失業率が背景にあるためか、非自発的失業者については、同じく拠出者間連帯の観点から、失業期間中も拠出期間とみなされる措置が講じられている。わが国における失業問題も予断を許さない状況にあり、年金制度における対応策の 1 例として参考とすべきものである。

⑦ 社会保険料と租税との役割分担

フランスでは、社会保険料と租税とは、その根本において異なるものと認識されており、両者の本質的相違を踏まえた財源投入が行われている。すなわち、社会保険制度は、本来、労使の拠出による社会保険料を財源とすべきであるとの認識が存在し、したがって、社会保険制度の管理運営も財源を負担する当事者による自治が基本とされていた。

その後、特に医療保険制度の赤字に対応するため、**1991** 年から一般社会拠出金が導入されたが、その用途については、全国民が受益する可能性があるものに限定するという形で、社会保険料との負担領域について明確な一線が画されている。

わが国においても年金や老人医療を中心に租税代替化の議論が行われているが、そこでは負担水準や負担の範囲といった経済的側面を中心に議論が行われ、社会保険料と租税の本質的相違、つまり課税（賦課）の正当性の根拠をどこに見出すべきかといった議論はまったくと言っていいほどみられない。しかし、フランスにみられるように、社会保険料か租税かという問題は、経済的側面だけでなく負担の正当性ひいては制度の管理運営に誰が責任を持つのかといった問題とも密接不可分の関係にあるのであり、そういった観点からもフランスの制度は大いに参考になるものがある。

5 年金改革の今後

(1) 財政状況

フランスの年金財政は、当面は小幅な黒字で小康状態にあるものの、**5** 年から **10** 年後には赤字に転じるものと予想されている。このため年金制度をどのように改革していくかは、中長期的な財政を考える上で重要な意味を持つてくることになる。これは、将来の保険料の負担をどの程度の水準にとどめるべきかという観点からだけでなく、財政赤字が国内総生産（GDP）の **3%** を超えてはならないとする欧州連合（UE）の財政協定を遵守できるかどうかという観点からも問題となるからである。すでに、**2002** 年の財政赤字は GDP 比で **3.1%** を超えており、この財政赤字の中には当該年度における年金財政の赤字も含まれることになるから、年金財政がどのような状況となるかは、将来的には国家財政全般に対しても重要な影響を及ぼすことになるのである。

(2) 政治状況

政治的には、昨年 **5** 月の大統領選挙でシラク氏が再選され、続く **6** 月の総選挙で保守・中道勢力が圧勝した。これにより **5** 年間続いた保革共存政権が解消し、保守・中道勢力が政権を握ることとなったが、その際の公約の 1 つが「年金改革」であった。政府は今年の

6月までに年金改革案をまとめることとされているが、保革共存から脱却した保守・中道政権がどのような改革案をまとめることができるかが注目される。

(3) 年金改革に向けた取組み

年金改革に備えるため、**2000年5月**に首相の付属機関として「年金調整会議」(**Conseil d'orientation des retraites : COD**)が設置された。その役割は、①**2020年**から**2040年**にかけての将来予測を作成する、②**sécteur privé**(民間企業)と **sécteur publique**(公的部門)を共に検討対象にし、国庫負担による公務員等の年金(恩給)も含めて、専門的立場からの技術的助言を行うことにある。ちなみに、実際の政策決定は担当大臣が行い、そのための労使との交渉も各省が行うということであった。

(4) 関係者の主な意見

今回の聞き取り調査では4人の年金専門家にインタビューをすることができたが、その中で年金改革等に関して特に参考となる意見は、以下のとおりであった。

① 年金制度全般について

○フランスでは、基礎的制度も補足的制度も賦課方式をとっているため、年金の積立不足の問題は生じない。ヨーロッパでは、イギリスとオランダが積立方式をとっている。ただ、人口構造が高齢化するため、世代間の不公平の問題は残る。

○積立方式にすべきだという者もいるが、積立方式では低所得者が困るので、政府にはその考えはない。

○現在は**10人**で**4人**を支えているが、**2040年**には**10人**で**7人**を支えることになる。

○フランスでは、年金問題を世代間紛争(**conflit de génération**)という観点から考える人は少ない。というのも、年金制度は社会に定着しており、若者は自分で親の面倒をみようとは思っていないし、親も子供に面倒をみてもらおうとは思っていないからだ。

○負担と給付の公平という議論だが、将来を予測して世代間の損得を計算してみても、それは予測でしかなく、本当のところはわからない。例えば、来年の経済成長がどうなるか、来年の人口変動がどうなるかですら正確には予測できないだろう。そんな予測に基づいて世代間の公平を議論することに意味があるのか。

② 3階部分の位置づけについて

○**3階部分**は、年金制度の範疇には含めないで考えている。(Conseilのレポートも同じ。)フランスでは、**3階部分**(貯蓄)を活用して公的年金部分の負担を軽減すべきではないかとの考えはない。なぜなら、組合が反対するからだ。

○年金貯蓄に対する優遇策は、公的部門と農業部門、それに自由業にもあるが、民間部門にはない。今回の改革案の中に民間の貯蓄に対する優遇策が盛り込まれるだろう。ちなみに、生命保険(**assurance vie**)に関する優遇策は、今もある。

○フランスの年金を**3階**建てと言えるかどうかについては、フランスにはそもそも貯蓄

(*épargne*)の伝統があり、政府も税制上の優遇策を講じて推奨してきた。今日では、老後の生活水準を考える上で重要になっている。公的部分の負担を軽減するために 3 階部分の活用を図るといった意見は、今のところ聞いたことがない。ただ、政府は様々な手段を持っている。例えば、保険料納付期間、保険料率、所得代替率、購買力の増加策、経済の拡大等の様々なハンドルの操作が可能だ。問題は、どの方法が有効かだ。

③ 年金改革について

○現在年金制度は赤字ではない。それなのになぜ改革をするのか。それは、フランスでも高齢化は進行中であり、5 年後、10 年後には赤字になると見込まれ、そのための準備を今からすることが必要なのだ。10 年、15 年のタームではそれほど深刻な問題はないだろう。○99 年に出された **Charpin** 報告は、将来に対して悲観的すぎるという理由で、組合が反対した。これに対し、2000 年に出された **Conseil Economique et social** の報告は、経済がうまくいけば年金問題も解決するという楽観的すぎるシナリオになっている。2001 年の年金調整会議の報告は、両者の中間的内容であり、将来予測等の数字も組合が了解したもので、現実性がある。

○3 つの報告書以外にもこれまでたくさんの報告書が出されてきたが、この 3 つの中では **Conseil d'orientation des retraites** のものが各方面の専門家の意見を聞いているという意味で評価できる。

○政府は、今年の 6 月までに改革案を諮問しなければならない(**période de consultation**)。それまでに検討しなければならないのであって、決定しなければならないのではない。

○6 月以降は、法改正や大統領令の改正等の必要な措置を採っていくことになるが、一番大事なのは関係者の基本的な合意を取りつけることである。改革がうまくいくかどうかではなく、そのために努力をすることが大事だ。

○今度の年金改革案のポイントは、次のような点だと思う。

- ・年金制度における官民格差の解消
- ・支給開始年齢を引き上げるためにも、60 歳以降も働きやすいような年金制度にする。
- ・年金財政の将来予測に基づいて、年金給付を削減できるようにする。

○政府は官民格差という別の問題も抱えている。公務員は 37.5 年でいいのに対し、民間の労働者は 39 年ないし 40 年の加入が必要だ。この格差の解消が必要だが、公務員の場合には給与の全てが年金に反映されるわけではない。例えば、公務員の手当(**prime**)は年金に反映されない。これに対して、民間の場合には多少余計に働かなければならないが、すべての給与が反映される。

○フランスの年金は、60 歳 + 40 年間の拠出が原則的要件となっている。ただ、ワーク・シェアリングの観点から支給開始年齢を早めたため、現在の平均支給開始年齢は 58 歳になっている。こういった要件の官民格差を解消できるかが課題だ。

○イタリアは、保険料率を 33% で上限にした。スウェーデンでは 18% で固定した。フランスでは、組合は、60 歳の支給開始年齢を維持し、年金給付は下げずに、保険料負担を上げ

ればいいといっている。これに対し、政府や企業は保険料を上げるのには反対している。

○世代間の公平と言うとき、公平をどう考えるかが問題。拠出期間で考えるのか、受給期間で考えるのかだ。

○組合や企業の中でどの社会的パートナーが重要かというよりは、それぞれの関係者が荷物を背負うことが大事だ。組合は、年金水準を下げたり、支給開始年齢を上げたりすることには反対だ。政府は収支の健全性を求め、企業は少しでも多く働いてもらいたいと思っている。そういう中で、みんなが荷物を背負い合うことが大事だ。

④ EU との関係について

○EU との関係については、公共部門の財政赤字の問題は、その債務を後の世代が支払うという意味で、年金と同じ性格を有し、フランスの公債の利払いは、一般会計の **12%** を占めるに至っている。

○EU との関係についていえば、各国は社会的保護政策について自治権を持っており、自国の政策は自分で決めることができるが、連携 (**coordination**) を図らなければならない。求められる連携の内容は、労働者がどこの国で働いても年金を受給する際に不利益を受けることのないようにするということである。

具体的には、退職するときに属していた年金の組織がその者の過去の外国での職歴を調査しなければならない。その上で、外国での加入暦を加算して年金を算定することになる。

⑤ その他

○日本では、年金制度に対する信頼がないというが、それは国民とのコミュニケーションが不足し、政府が国民から信頼されていないからではないか。

○年金不信によって保険料の滞納が増えるというが、フランスでは保険料の滞納はない。年金制度に対する信頼の問題と自営業者等の非被用者にいかに保険料を払わせるかというのは、別問題だ。フランスでは、保険料を払わせるために、監督する者や徴収する者がいて、厳しく徴収している。年金保険料の収納率は **99%** 以上だ。払わないものは追跡して払わせ、延滞金を課すだけでなく、労役も課す。

○出産奨励策についてだが、東ドイツは成功した唯一の例だ。というのも、東独では出産したら住居を与えるということで成功した。(日本では、フランスでは出産奨励策が成功したと言われているがとの問いに対し) これまでの出産奨励作は何ら出産に結びついていないと思し、そういう証拠もない。むしろ、サッカーの世界選手権で優勝したり、経済が好況だったりした方が出産は増える。東ドイツのように住居を与えればうまくいくかもしれない。

○移民は、消費にも、経済成長にもプラスの効果をもたらす。日本では移民は考えないのか。